

中核技術者養成研修事業実施要領

令和元年6月3日制定
令和2年6月15日改正

(目的)

第1 この事業は、岩手県内のものづくり事業者等（以下「事業者」という。）が抱えている様々な課題を解決するため、公益財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が事業者にあった研修を行って支援し、その課題解決と課題解決を通じた人材育成を行うことを目的とする。

(対象事業者等)

第2 対象となる事業者は、県内に本社、工場又は事業所を有する法人、または個人のうち、日本標準産業分類で以下の中分類に属する事業者（プラスチック製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、情報サービス業）。

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次の場合は対象としない。

- (1) 公序良俗の観点からセンターが対象とすることが適当でないと認められる事業者である場合。
- (2) その他センター理事長が適当でないと認める場合。

(対象事業)

第3 対象となる事業は、事業者からの申し出があったもので、事業者の中核人材への育成につながる研修等とする。

(対象経費)

第4 対象となる経費は、教材費、使用料賃借料、講習会・教育訓練等の受講費、講師謝金、講師旅費、その他センターが必要と認めた経費とし、1社あたり1,000,000円以内とする。講師謝金、講師旅費については原則、センター謝金、旅費支給基準内の金額とするが、センターが必要と認めた場合はこの限りではない。

(周知の方法)

第5 事業の周知は、センターHPに掲載して行うほか、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、職員の事業者訪問等により行う。

(事業の申請)

第6 事業の申請をする事業者は、「中核技術者養成研修事業申請書」（様式第1号）をセンターに提出する。

2 センターは同条第1項の申請書を受理した後、申請内容についてヒアリング調査を実施する。

(事業者の決定)

第7 対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、別に定める審査委員会で選定し、センターが決定する。

(事業計画の作成)

第8 センターは研修機関及び対象事業者と協議のうえ、対象事業者に対する事業計画書(様式第2号)を作成する。

2 事業は、原則として各事業年度の2月末までに終了するものとする。なお、事業年度を跨いで研修については、認めないものとする。

(研修機関への依頼及び支援決定の通知)

第9 センターは、前条の事業計画に基づき決定した研修機関及び対象事業者に対し、様式第3号及び第4号により、それぞれ依頼又は通知する。

(報告書及び請求書の提出)

第10 対象事業者及び研修機関は、事業の終了後2週間以内に「中核技術者養成研修事業完了報告書」(様式第5号及び様式第6号)及び請求書をセンターに提出するものとする。各月において謝金及び旅費を受けようとする場合は「中核技術者養成研修事業経過報告書(様式第7号及び様式第8号)」を翌月の10日までにセンターに提出するものとする。

2 センターは前項の報告書を受領した後、事業の内容が適正と判断された場合には、「専門家及び講師への謝金支給基準」及び「公益財団法人いわて産業振興センター費用弁償及び旅費規程」により支払うべき額を確定し、研修機関に支払う。「専門家及び講師への謝金支給基準」及び「公益財団法人いわて産業振興センター費用弁償及び旅費規程」によらない場合は別途協議し、理事長が認めた場合はその限りではない。

(事業の遅延・中止等)

第11 対象事業者は当初予定していた事業を変更若しくは中止する場合にはセンターへ速やかに「事業中止・変更依頼書」(様式第9号)を提出するものとする。

(事業実施後の対応)

第12 この事業の成果を把握するため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、職員等による対象事業者の訪問を行い、継続的に支援するものとする。

(補足)

第13 この要領で定めるもののほか、中核技術者養成研修事業の実施に必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。